

別表第1

遅延等による競争入札参加資格停止の取扱基準

(停止要件)

第1 物品事務取扱要領第10条第2項第1号の規定により期間を定めて競争入札参加資格を停止することができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、その理由が県の都合又は天変地異若しくは不可抗力による場合はこの限りでない。

- (1) 入札参加資格者が指定した物品の納入期日を遅延した場合
- (2) 入札参加資格者が品質の適正を欠いた物品を納入した場合

(停止期間)

第2 前条各号に該当するものとして競争入札参加資格を停止する期間は、表(1)に定める基準に基づき付与される点数の合計に応じ、表(2)に定める期間とする。当該期間は、点数の合計が表(2)に定める期間に達した時点から起算する。

表(1)

ア	納入期日を遅延した場合 A及びBの付与点数の合計	A	a 納入期日延期承認申請の提出がある場合		
			納入期日延期承認 申請の提出時期及 び付与点数	5日以内の提出	5点
				6日以上10日以内の提出	15点
		b 納入期日延期承認申請の提出がない場合		30点	
B	納入遅延日数に応じた付与点数 遅延日数1日につき		1点		
イ	品質、数量に瑕疵があった場合	見積金額に応じた付与点数 見積金額5,000円ごとに		5点	

表(2)

30点	1か月
60点	3か月
90点	6か月
120点	9か月

2 前項の点数は、1会計年度間において累積計算する。

別表第2 削除

別表第3

指名競争入札付する場合の指名基準

- 第1** 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、契約不履行の恐れがないと認められるものであること。
- 第2** 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について法令の規定に基づき、官公署等の許可、認可等を必要とするものにあつては、当該許可、許可等を受けている者であること。
- 第3** 特殊物品の購入等の契約を指名競争に付する場合において、その物品の購入等の実績がある者に行わせる必要があるときは国又は県との間に当該実績を有するものであること。
- 第4** 指名競争に付する物品の購入等の履行期限、履行場所、その他アフターサービス等の施設を有すること等により、当該物品の購入等が容易かつ確実に履行しうる者に行わせる必要がある場合、又は一定地域のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、これを容易かつ確実に履行することができる者であること。
- 第5** 指名競争に係る物品の購入等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械器具又は生産設備を有するものであること。
- 第6** 指名競争に参加しようとする者の経営の規模が指名しようとするときの時点において製造、修繕又は改造の手持の状況及び当該指名競争に係る製造、修繕又は改造の契約高を総合して余裕があると認められる者であること。
- 第7** 指名競争に付する物品の購入等で契約の適正な履行を図るため銘柄を指定する必要があると認める場合において、当該銘柄に係る物品を供給することが可能な者であること。
- 第8** 指名競争に付する物品の購入等の契約について、国又はこれに準ずる機関の検定、基準、標準規格等に合格した物品を使用する必要があると認める場合において、当該物品を納品できる者であること。

別表第4

入札者心得

- 第1 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。）及びこの心得を守らなければならない。
- 第2 入札者は、会計規則第91条による公告、第97条第2項による通知、入札説明書及び仕様書その他関係書類並びに契約書（案）等を熟覧のうえ、所定の様式を標準とする入札書により総額又は単価をもって入札しなければならない。
- 第3 入札者は、開札に立ち会わなければならない。ただし、あらかじめ開札に立ち会うことができない旨を届け出た場合は、この限りでない。
- 第4 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を十分理解し承諾のうえで入札したものとみなす。
- 第5 いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - (4) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者のした入札又は入札保証金の免除を受けなかった者のした入札で入札書に入札保証金納付証明書の添付のないもの
 - (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札
 - (6) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
 - (7) 指定された日時までに指定された場所に入札書が到達しなかった入札
 - (8) 無権代理人がした入札
 - (9) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

別表第4の2

入札者心得（電子入札用）

- 第1 競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。）及びこの心得を守らなければならない。
- 第2 入札者は、会計規則第91条による公告、第97条第2項による通知、入札説明書及び仕様書その他関係書類並びに契約書（案）等を熟覧のうえ、所定の様式を標準とする入札書により総額又は単価をもって入札しなければならない。
- 第3 入札はとやま電子入札共同システムの電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。
- 第4 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を十分理解し承諾のうえで入札したものとみなす。
- 第5 いったん提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え、撤回又は辞退をすることができない。
- 第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 紙入札を承認されていない入札者がした紙入札
 - (2) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (3) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がない入札（ただし、とやま電子入札共同システムの電子入札システムを使用して行う入札を除く）
 - (5) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者のした入札又は入札保証金の免除を受けなかった者のした入札で入札書に入札保証金納付証明書の添付のないもの
 - (6) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札
 - (7) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
 - (8) 指定された日時までに指定された場所に入札書が到達しなかった入札
 - (9) 無権代理人がした入札
 - (10) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ）は、今回の入札に参加するに当たり、以下に掲げる項目に該当していないこと及び本入札に係る契約の契約期間中は該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、富山県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することを承諾します。

記

- 1 取締役等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- 3 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- 4 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 5 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 6 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

別表第5

特別発注取扱基準

特別発注の基準		表示の方法	根拠法令	備考
1	物品の購入等で、予定価格 100,000 円以下の場合	特別発注 (少 額)	会 計 規 則 第100条第1項 第〇号	
2	物品の供給者が、単一代理店で、業者が特定される場合	特別発注 (単一代理店)	地方自治法 施行令 第167条の2 第1項 第2号	
3	特定業者による特製品、又は特殊設備、技術による物品の購入、製造、修繕又は改造する場合	特別発注 (特製品) 又は、" (特殊設備技術)		
4	県が規格をしている物品で業者が特定される場合	特別発注 (規格指定)		
5	報償物品等で、現品選定を要し、業者が特定される場合	特別発注 (現品選定)		
6	災害対策等のため、急を要し、競争入札に付することができない場合	特別発注 (緊 急)		" 第5号
7	既納の物品、又は、現に契約中の物品であって、その性質、形状等が関連する物品を再度発注する場合	特別発注 (既納関連) 又は、" (追加発注)	" 第6号	
8	特別な事情により、時価に比して著しく有利な価格で、物品の購入、製造、修繕又は改造ができる見込みのある場合	特別発注 (特別契約)	" 第7号	

(注) 上記表の2から8の特別発注にかかる契約の場合で、その予定価格が会計規則第100条第1項の各号で定める額以下のときの根拠法令は、会計規則第100条第1項第〇号と表示するものとする。